



## 令和7年度

# あなたの街でミーティング 町内会からの要望事項

実施年月日

令和7年10月28日(火)

あなたの街でミーティング地区名

山手町・花園町

〔 地区構成  
町内会(自治会)名

山手町内会・山手北光町内会・北光町町内会・花園町内会・啓北町内会・  
見山町東町内会・見山町西町内会

会場

山手北光総合福祉会館

# 令和7年度 あなたの街でミーティング町内会からの要望事項

山手町・花園町地区

令和7年10月28日（火） 山手北光総合福祉会館

要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
1	<p><b>【生活道路の補修(継続)】</b> 北光町町内会</p> <p>北光町3丁目住宅南側元バス通りの舗装補修について 本年6月と7月、3丁目5番南当該道路の凹凸部を部分補修していただきました。ありがとうございます。その他部分においても穴や亀裂があり、路面の劣化が進んでいます。今後も路面調査を継続され、路線全体の改修をご計画下さい。</p>	<p>北光町地区の道路改修につきしては、穴など路面状況が悪くこれまで部分補修を繰り返してきた、弥生北光線と啓北木場町線の改修工事を進めており、引き続き完成に向けて取り組んでまいります。</p> <p>ご要望の道路改修につきましても、これらの路線の進捗状況をみながら、できるだけ早く着手できるような検討を行い、それまでの間、通行の支障とならないよう、適宜補修を行ってまいります。</p>	B	都市建設部 道路建設課
2	<p><b>【地域安全性向上対策(継続)】</b> 北光町町内会</p> <p>1)「市道啓北木場町線」の車輛スピードダウン対策強化 当該道路はさらなる速度規制は難しいとお聞きしています。スピード測定、パトロール頻度を増すことを苦(署)へ申し入れいただき、法定速度順守を啓発下さい。</p> <p>2)北光町2丁目既設住宅街－新住宅街間南北道路の「一時停止」標識の取付け 昨年まで、片側のみの標識の部位はもう片方を、過去に接触事故が頻発した部位は両側にと要望していましたが、苦(署)担当殿から、後者の部位のみではとの示唆を受け後者のみに変更いたします。早期の設置を苦(署)に申し入れて下さい。</p>	<p>1) パトロール強化については、令和7年9月に苦小牧警察署へ要請しました。 苦小牧警察署からは、担当交番でのパトロール強化の調整と、状況に応じた取り締まりを検討するとの回答をいただいております。</p> <p>2) 当該地区の一時停止標識の設置は、令和7年1月に苦小牧警察署へ要望書を提出しております。苦小牧警察署からは、本部へ標識の設置について要請しており、現在協議中であると伺っておりますので、早期の設置実現に向けて取り組んでまいります。</p> <p><b>【令和8年3月末時点回答】</b> 令和8年2月3日に苦小牧警察署、令和8年2月13日に北海道警察本部へ交通信号機及び規制標識の設置等に関する要望書を提出いたしました。</p>	B  B	市民生活部 市民生活課



要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
4	<p><b>【JR旧大野踏切より北への道路で鹿と車の接触事故の懸念大。対策を？】</b> 北光町町内会</p> <p>地域に鹿の出没が頻発しています。未来の森公園の花壇花苗の食害、北光小学校の2年生のいも畑の食害等が散見されています。 件名の道路において接触事故が懸念されます。 対策をお願いします。</p>	<p>御指摘をいただいた場所やその周辺には、エゾシカが居ついており、破損したフェンスを通過して民間企業の敷地と周辺の道路、公園や学校等を行き来していることを確認しております。市は現在、公園や学校等へのシカの侵入を防ぐため、シカが行き来している企業敷地と道路と間のフェンスの補修について企業にお願いしているところでございます。また、新たな対策として、企業敷地内において、試験的にシカの捕獲を実施できないか、企業と協議・検討を進めているところです。</p> <p>なお、シカと車両による交通事故対策として、市内では注意看板の設置や忌避剤の試験設置も行っておりますので、当該路線での実施について、道路管理部門と協議してまいりたいと考えております。学校における農作物の食害についても、対策について助言等対応してまいりたいと考えております。</p>	B	環境衛生部 環境生活課
5	<p><b>【公営住宅の共有会談 外灯の電気料を市で集めて欲しい】</b> 山手北光町内会</p> <p>(山手町1丁目の)公営住宅の共有階段外灯の電気料の集金について、現在、北電に支払う公営住宅の共有階段外灯の電気料を町内会の区長班長が集めているが、町内会費の集金と切り離して、別途市として集めて欲しい。(市として集めるとか、住宅料に含めて徴収するとかして、町内会費の集金と切り離して欲しい。)</p>	<p>近年、入居者の高齢化による自治会役員のなり手不足等の状況があり、全国的に共益費の徴収の在り方について検討が行われております。</p> <p>市としましては、これまでも同様のご要望をいただいていた経緯がございますことから、市による共益費徴収の必要性については認識しているところでございます。</p> <p>現在、市営住宅の共益費について、市による徴収の実施方法など具体的な検討を進めているところでございますが、市で徴収する場合に必要なシステム改修等の環境整備に数年を要することが判明しており、制度導入までにはお時間をいただく必要がありますことをご理解願います。</p>	B	都市建設部 住宅課

「市政への反映区分」

反映区分	記号	内容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	(1) 質問、照会等の内容であり、回答によりその趣旨を満たしたもの (2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満たしたもの (3) 行政組織、各種団体等との連絡、調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満たしたもの (4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満たすもの (5) その他上記に類するもの ※当該年度中に完了しないものは含めない。
実現に向けて努力しているもの	B	(1) 実現に向けて努力しているが、現段階での提言の趣旨を満たしていないもの (2) 国、道等へ実現に向けて、市として要望、提案を行うなどしているもの (3) 事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）しているが、当該年度中に完了しないもの (4) その他上記に類するもの
その他	C	(1) 現時点では、実現することが難しいもの (2) 市として要望、提案を行うなどしているが、現時点では見通しが立たないもの (3) 市の行政にはなじまないもの (4) その他上記に類するもの